明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一六）　一
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一七）　三
〔規　則〕
○国際規制物資の使用等に関する規則（**原子力規制委**四）　七
〔告　示〕
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（**厚生労働**二七七）　五七
○令和六年度技能検定実施計画の一部を改正する件（**同**二七八）　五八
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　五八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六五
特殊法人等
令和五年度厚生労働省第二共済組合の決算、独立行政法人国際協力機構令和五事業年度決算（一般勘定・有償資金協力勘定）、令和五事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、税理士登録抹消関係　八七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇五

省令

○厚生労働省令第百十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十一の三の三（第六十条、第六十八条関係） （略） 造園 林業 （略）	**別表第十一の三の三**（第六十条、第六十八条関係） （略） 造園 （新設） （略）
別表第十一の三の四（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係） （略） ビル設備管理 林業 （略）	**別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係） （略） ビル設備管理 （新設） （略）
別表第十一の四（第六十一条関係）	**別表第十一の四**（第六十一条関係）

検定職種	等級
（略）	（略）
造園	（略）
林業	一級、二級、三級及び基礎級
（略）	（略）

検定職種	等級
（略）	（略）
造園	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

別表第十一の四の二（第六十二条の二関係）

検定職種	実施方法
（略）	（略）
造園	（略）
林業	一　製作等作業試験 二　判断等試験
（略）	（略）

別表第十一の四の二（第六十二条の二関係）

検定職種	実施方法
（略）	（略）
造園	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。	職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。
検定職種 / 名称 / 指定試験機関 / 主たる事務所の所在地 / 指定試験機関 / 試験業務の範囲 / 指定の日	検定職種 / 名称 / 指定試験機関 / 主たる事務所の所在地 / 指定試験機関 / 試験業務の範囲 / 指定の日
（略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略）
ビル設備管理 / （略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略）	ビル設備管理 / （略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略）
林業 / 一般社団法人林業技能向上センター / 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号 / 林業職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験 四　基礎級 イ　実技試験 ロ　学科試験 / 令和六年八月二十九日 / （略） / （略）	（新設） / （新設） / （新設） / （新設） / （新設） / （新設）
（略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略） / （略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項並びに第三十条第四項及び第五項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第十条関係） 普通課程の普通職業訓練 一～四　（略）	**別表第二**（第十条関係） 普通課程の普通職業訓練 一～四　（略）

訓練科	訓練系	（略）	九　第二種自動車系	（略）
	専攻科	（略）	自動車整備科	自動車車体整備科
訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲		（略）	（略） 自動車の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	（略） 自動車の車枠及び車体・電子制御装置の整備及び検査における技能及びこれに関する知識
教科		（略）	一　（略） 二　専攻 1　学科 ①～③　（略） 2　実技 ①・②　（略） （削る）	一　（略） 二　専攻 1　学科 ①　車枠及び車体・電子制御装置の構造 ②・③　（略） ④　車枠及び車体・電子制御装置整備法 ⑤　（略） 2　実技 ①　（略） ②　車枠及び車体・電子制御装置整備実習 ③　（略）
訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。）		（略）	二三二 一、一四三	（略） 九〇〇
設備	種別	（略）	（略）	（略）
	名称	（略）	（略）	（略）

訓練科	訓練系	（略）	九　第二種自動車系	（略）
	専攻科	（略）	自動車整備科	自動車車体整備科
訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲		（略）	（略） 自動車の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	（略） 自動車の車枠及び車体の整備及び検査における技能及びこれに関する知識
教科		（略）	一　（略） 二　専攻 1　学科 ①～③　（略） 2　実技 ①・②　（略） ③　故障原因探究実習	一　（略） 二　専攻 1　学科 ①　車枠及び車体の構造 ②・③　（略） ④　車枠及び車体整備法 ⑤　（略） 2　実技 ①　（略） ②　車枠及び車体整備実習 ③　（略）
訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。）		（略）	二三〇 一、一四〇	（略） 八八〇
設備	種別	（略）	（略）	（略）
	名称	（略）	（略）	（略）

別表第十一の三（第四十五条の二、第四十六条関係）

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による一級自動車整備士（総合）、一級自動車整備士（二輪）、二級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（二輪）、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号。以下この項において「令和四年省令」という。）による改正前の一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第三十五号。以下この項において「平成十二年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和五十三年運輸省令第二十三号。以下この項において「昭和五十三年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による一級自動車整備士（総合）、一級自動車整備士（二輪）、二級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（二輪）、令和四年省令による改正前の一級大型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	（略）

別表第十一の三（第四十五条の二、第四十六条関係）

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	（略）

自動車車体整備科		
自動車整備士技能検定規則による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）若しくは自動車車体・電子制御装置整備士、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（以下この項において「令和四年省令」という。）による改正前の一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは自動車車体整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第三十五号。以下この項において「平成十二年省令」という。）による改正前の一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士若しくは二級ジーゼル自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）、令和四年省令による改正前の一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士若しくは二級ジーゼル自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者
（略）	（略）	（略）
自動車整備士技能検定規則による自動車車体・電子制御装置整備士又は令和四年省令による改正前の自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士又は令和四年省令による改正前の自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	
（略）	（略）	（略）

自動車車体整備科		
自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは自動車車体整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第二十三号。以下この項において「平成十二年省令」という。）による改正前の一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士若しくは二級ジーゼル自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士若しくは二級ジーゼル自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者
（略）	（略）	（略）
自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二に定めるところによる自動車整備科又は自動車車体整備科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところにより行われた訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

3　新規則別表第二に定めるところによる自動車整備科又は自動車車体整備科に係る普通課程の普通職業訓練を行うことができない特別な事情がある場合において、この省令の施行の際現に旧規則別表第二に定めるところによる自動車整備科又は自動車車体整備科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

規則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第四項から第九項まで、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の七、第六十一条の八第一項、第六十一条の二第一項及び第二項、第六十一条の九の二第一項及び第三項、第六十一条の九の三第一項、第六十一条の九の四第二項、第四項及び第五項、第六十一条の十六第二項、第六十一条の二十三の二、第六十一条の二十三の三第二項、第六十一条の二十三の四、第六十一条の二十三の七第一項及び第四項、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十七第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十八第二項、第六十一条の二十三の二十一並びに第六十八条第十項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和六年八月二十九日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

国際規制物資の使用等に関する規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　国際規制物資の使用等に関する規制（第二条―第十九条）
第三章　指定情報処理機関（第二十条―第二十四条）
第四章　指定保障措置検査等実施機関（第二十五条―第四十七条）
第五章　雑則（第四十八条―第五十一条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「核燃料物質」とは、法第二条第二項に規定する核燃料物質のうち、国際規制物資に該当するものをいう。

二　「核原料物質」とは、法第二条第三項に規定する核原料物質のうち、国際規制物資に該当するものをいう。

三　「製錬事業者」とは、法第六条第一項に規定する製錬事業者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）であって、国際規制物資を製錬の事業の用に供するものをいう。

四　「加工事業者」とは、法第十六条第一項に規定する加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）であって、国際規制物資を加工の事業の用に供するものをいう。

五　「試験研究用等原子炉設置者」とは、法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）であって、国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供するものをいう。

六　「発電用原子炉設置者」とは、法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）であって、国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供するものをいう。

七　「使用済燃料貯蔵事業者」とは、法第四十三条の七第一項に規定する使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）であって、国際規制物資を貯蔵するものをいう。

八　「再処理事業者」とは、法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）であって、国際規制物資を再処理の事業の用に供するものをいう。

九　「廃棄事業者」とは、法第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）であって、国際規制物資を廃棄するものをいう。

十　「使用者」とは、法第五十五条第一項に規定する使用者（法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）であって、国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用するものをいう。

十一　「国際規制物資使用者」とは、法第六十一条の五第一項に規定する国際規制物資使用者（法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。第十六条第二項を除き、以下同じ。）をいう。

十二　「原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八条aに規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するものをいう。

十三　「非原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、原子力利用国際規制物資使用者以外のものをいう。

十四　「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものをいう。

十五　「核燃料物質計量管理区域」とは、保障措置協定第九十八条Mに規定する物質収支区域をいう。

十六　「国際規制物資計量管理区域」とは、国際規制物資（核燃料物質を除く。）の収支を算定するために工場又は事業所内に設定される区域をいう。

十七　「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条J(a)に規定する増加又は同条J(b)に規定する減少その他の核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。

十八　「バッチ」とは、保障措置協定第九十八条Cに規定するバッチをいう。

十九　「実在庫量」とは、保障措置協定第九十八条Pに規定する実在庫の量をいう。

二十　「実効値」とは、核燃料物質について、次に掲げるところにより算定した数値をいう。

イ　プルトニウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値

ロ　濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

ハ　濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値

ニ　濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値

ホ　イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあっては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値

二十一　「燃料体」とは、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

二十二　「特定燃料体」とは、燃料体であって、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるもののうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。

二十三　「主要測定点」とは、保障措置協定第九十八条Kに規定する主要測定点をいう。

二十四　「帳簿検査」とは、帳簿その他の書類を確認することをいう。

二十五　「員数検査」とは、核燃料物質計量管理区域内に存在する核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

二十六　「機器検査」とは、核燃料物質の計量及び管理に用いる機器（原子力規制委員会が所有しているもの及び国際原子力機関が所有しているものを除く。）について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

二十七　「非破壊測定検査」とは、核燃料物質計量管理区域内に存在する核燃料物質の種類又は量について、非破壊測定により確認することをいう。

二十八　「試料提出」とは、核燃料物質その他の必要な試料を提出させることをいう。

二十九　「封印監視」とは、封印若しくは装置の取付け若しくは取り外し、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置による記録の確認若しくは回収を行うことをいう。

三十　「サイト」とは、追加議定書第十八条ｂに規定するサイトをいう。

第二章　国際規制物資の使用等に関する規制

（国際規制物資の使用の許可の申請）

第二条　法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類及び数量については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあっては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）ごとに明らかにして記載すること。

二　法第六十一条の三第二項第五号の予定使用期間については、国際規制物資の種類ごとに記載すること。

三　法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法第六十一条の四第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨を記載すること。

（国際規制物資の使用の届出）

第三条　法第六十一条の三第四項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定使用期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の貯蔵の届出）

第四条　法第六十一条の三第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される貯蔵の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の廃棄の届出）

第五条　法第六十一条の三第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される廃棄の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（許可の取消し等に伴う届出）

第六条　法第六十一条の三第七項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定使用期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3　法第六十一条の三第七項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第七条　法第六十一条の三第八項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される貯蔵の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3　法第六十一条の三第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

第八条　法第六十一条の三第九項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される廃棄の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

3　法第六十一条の三第九項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、三十日とする。

（法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第九条　法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（国際規制物資の使用に係る変更の届出）

第十条　法第六十一条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用の場所

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の予定年月日

（合併及び分割の認可の申請）

第十一条　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　使用の場所

三　合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
四　合併又は分割の方法及び条件
五　合併又は分割の時期
六　合併又は分割の理由
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し
二　前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

（記録）

第十二条　法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　核原料物質又は核燃料物質の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	二　核原料物質又は核燃料物質の廃棄の数量又は損失（事故損失を除く。）の数量及び理由	毎月一回	十年間
	三　核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由	事故損失の都度	十年間
	四　核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間
	五　核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量	毎月一回	十年間
	六　核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
加工事業者	一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該実在庫量の確認の開始後それぞれ一回）	十年間
試験研究用等原子炉設置者	四　核燃料物質の種類別の受払間差異（払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。）	受払間差異の確認の都度	十年間
	五　在庫変動を伴わないバッチの組替え（以下「リバッチング」という。）の内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
	六　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
	七　核燃料物質の種類別の在庫差（帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。以下同じ。）	在庫差の確認の都度	十年間
	八　燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	燃料要素の被覆の完了の都度	十年間
	九　燃料集合体中の核燃料物質の種類別の量	燃料集合体の組立ての完了の都度	十年間
	十　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
	十一　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
	十二　核燃料物質の月間の加工数量	毎月一回	十年間
	十三　設備（国際規制物資であるものに限る。この表の再処理事業者の項第十号に掲げる設備を除き、以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十四　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十五　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十六　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十七　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
試験研究用等原子炉設置者	一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該実在庫量の確認の開始後それぞれ一回）	十年間

四　原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後十年間	
五　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間	
六　使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間	
七　取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間	
八　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間	
九　払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年間	
十　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間	
十一　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間	
十二　減速材物質（国際規制物資であるものに限る。以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間	
十三　減速材物質の種類別の事故損失その他の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間	
十四　減速材物質の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間	
十五　減速材物質の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間	
十六　減速材物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間	
十七　熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	十年間	
十八　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	十年間	
十九　原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間	
二十　原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間	
二十一　運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	運転開始、緊急遮断又は運転停止の都度	十年間	
二十二　設備の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間	
二十三　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間	
二十四　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間	
二十五　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間	
二十六　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間	
発電用原子炉設置者			
一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間	
二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間	
三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月における当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）	十年間	
四　原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後十年間	
五　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間	
六　使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間	
七　取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間	
八　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間	
九　払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年間	
十　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間	
十一　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間	
十二　減速材物質の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間	
十三　減速材物質の種類別の事故損失その他の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間	
十四　減速材物質の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間	
十五　減速材物質の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間	
十六　減速材物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間	

十七　熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	十年間
十八　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	十年間
十九　原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
二十　運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	運転開始、緊急遮断又は運転停止の都度	十年間
二十一　設備の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
二十二　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
二十三　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
二十四　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
二十五　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
使用済燃料貯蔵事業者		
一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）	十年間
四　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年間
五　使用済燃料の燃焼度	受入れの都度	十年間
六　使用済燃料貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
七　払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年間
八　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
九　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間

十　設備の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十一　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十二　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十三　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十四　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
再処理事業者		
一　核燃料物質の種類別の在庫変動（次号に掲げる事故損失に係る在庫変動を除く。）の量及びその原因並びに核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等を測定する機器の精度を維持するためにとった手続	在庫変動の都度	十年間
二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
三　核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間
四　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
五　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
六　核燃料物質の種類別の実在庫量、核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のためにとった手続	実在庫量の確認の都度	十年間
七　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間
八　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
十　計量管理上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の日時	挿入の都度	十年間
十一　再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻	操作開始又は操作停止の都度	十年間
十二　設備の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十三　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十四　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十五　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十六　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

廃棄事業者		
一　核燃料物質の種類別の在庫変動（次号に掲げる事故損失に係る在庫変動を除く。）の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
三　核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間
四　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
五　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
六　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間
七　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
八　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
九　国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十　国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十一　国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十二　国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
使用者		
一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月における実在庫の開始前及び終了後それぞれ一回）	十年間
四　核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間

五　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
六　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
七　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間
八　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
十　設備の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十一　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十二　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十三　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十四　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者		
一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月における実在庫の開始前及び終了後それぞれ一回）	十年間
四　核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間
五　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
六　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
七　核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間

八　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
九　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
十　国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
十一　国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
十二　国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
十三　国際規制物資の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
十四　国際規制物資の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者		
一　国際規制物資の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
二　国際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間
三　国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間

2　前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

3　次に掲げる記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合にあっては、当該単位（以下「単位体」という。）ごとに記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第十号まで及び第十九号に掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第五号までに掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第六号までに掲げる記録事項

4　次に掲げる記録事項を記録する場合には、ウラン、トリウム、プルトニウム及び特定核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。）の種類別に記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで、第五号及び第十号に掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる記録事項

5　次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記録事項のほか、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項であって、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号、第二号及び第五号に掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる記録事項

6　次に掲げる記録事項を記録した後、核燃料物質又は減速材物質に係る測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、当該記録事項を修正しなければならない。この場合において、修正後の記録事項のほか、修正の事由を併せて記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第十二号までに掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

四　第一項の表の再処理事業者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

五　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第八号までに掲げる記録事項

六　第一項の表の使用者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

七　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第九号までに掲げる記録事項

八　第一項の表の非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第三号までに掲げる記録事項

7　次に掲げる記録事項を記録する場合には、当該記載事項のほか、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

一　第一項の表の加工事業者の項第一号から第九号まで及び第十一号から第十七号までに掲げる記録事項

二　第一項の表の試験研究用等原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで、第二十号及び第二十二号から第二十六号までに掲げる記録事項

三　第一項の表の発電用原子炉設置者の項第一号から第六号まで、第十号から第十六号まで及び第二十一号から第二十五号までに掲げる記録事項

四　第一項の表の使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる記録事項

五　第一項の表の再処理事業者の項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十二号から第十六号までに掲げる記録事項

六　第一項の表の廃棄事業者の項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる記録事項

七　第一項の表の使用者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項

八　第一項の表の原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者の項第一号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる記録事項

（電磁的方法による保存）

第十三条　法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の第二欄に掲げる記録事項について、それぞれ同表の第三欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第三十八条第一項及び第五十一条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の第四欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（計量管理規定）

第十四条　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）	一　核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二　核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三　主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。 四　核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方に関すること。 五　バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。 六　核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 七　前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 八　実在庫量の確認の方法に関すること。 九　主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定機器の管理に関すること。 十　核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、実在庫量、在庫差又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。 十一　核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関すること。 十二　前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 十三　その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項
非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合	一　核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二　核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三　核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 四　前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 五　核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 六　その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項
国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この表において同じ。）の使用を行う場合	一　国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二　国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。 三　設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。 四　国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 五　前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 六　国際規制物資の計量及び管理に関する記録に関すること。 七　その他国際規制物資の計量及び管理に関し必要な事項

（保障措置検査）

第十五条　保障措置検査は、次に掲げる者について、保障措置協定第三十九条に規定する補助取極の定めるところに従い、次項各号に掲げる検査を行うことにより実施する。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　原子力利用国際規制物資使用者
九　非原子力利用国際規制物資輸出入者

２　法第六十一条の八の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二　帳簿検査
三　員数検査
四　機器検査
五　非破壊検査
六　試料提出
七　封印監視

八　加工事業者が濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を有する場合にあっては、これらの施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

九　使用者が前号に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設を有する場合にあっては、当該施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

十　再処理施設について、当該施設の操業状況を確認するための検査

（使用の廃止等の届出）

第十六条　法第六十一条の九の二第一項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資のすべての使用を廃止した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用の許可の年月日

四　廃止の年月日

五　廃止の理由

２　法第六十一条の九の二第三項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四　解散の理由

（使用の廃止等に伴う措置）

第十七条　旧国際規制物資使用者等は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

（国際特定活動の届出）

第十八条　法第六十一条の九の四第二項第三号に規定する原子力規制委員会規則で定める概要は、次の各号に掲げるものとする。

一　国際特定活動の規模（一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書Ⅰ(xv)に規定するホットセルを含む。次号及び第四十八条第三十一項において同じ。）の数量を含む。）

二　国際特定活動に係る資材又は設備の品質及び用途

三　国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由

（国際特定活動の終了等の届出）

第十九条　法第六十一条の九の四第四項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動を終えた日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　法第六十一条の九の四第一項の規定による届出の年月日

四　国際特定活動を終えた年月日

五　国際特定活動を終えた理由

２　法第六十一条の九の四第五項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

四　解散の理由

第三章　指定情報処理機関

（解析の方法）

第二十条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において在庫差が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認することに資するために行う解析の方法であって、原子力規制委員会が指定するものとする。

（指定の申請）

第二十一条　法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

三　行おうとする情報処理業務の内容

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ　情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴

ハ　情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別

ニ　国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績

ホ　情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

（業務規定）

第二十二条　法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　情報処理業務を実施する者の配置に関すること。

二　情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。

三　受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。

四　情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

五　その他情報処理業務に関し必要な事項

２　指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第二十三条　指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

２　指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務の休廃止の許可の申請）

第二十四条　指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　休止又は廃止にしようとする情報処理業務の範囲又は内容

三　休止又は廃止の年月日

四　休止の期間

五　休止又は廃止の理由

第四章　指定保障措置検査等実施機関

（指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲）

第二十五条　原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

（指定の申請）

第二十六条　法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ　保障措置検査員の氏名及び略歴

ハ　試料試験（法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。）を実施する主たる技術者の数及び経歴

ニ　保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明

ホ　保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

2　法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　行おうとする保障措置検査等実施業務の内容

二　保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日

（保障措置検査員の条件）

第二十七条　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四　前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者

（保障措置検査員の数）

第二十八条　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

（名称等の変更の届出）

第二十九条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（実施指示書）

第三十条　法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査を実施する保障措置検査員の数

二　実施すべき保障措置検査の内容（法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させるべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。）

三　実施指示書に記載のない事項について対処する必要が生じたときに保障措置検査員がとるべき措置

（通知）

第三十一条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地

三　保障措置検査を行った年月日

四　保障措置検査を行った場所

五　保障措置検査員の氏名

六　保障措置検査の結果

（業務規定の認可の申請）

第三十二条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規定）

第三十三条　法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容

二　保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関すること。

三　試料試験を実施する者の配置に関すること。

四　保障措置検査の実施の方法に関すること。

五　試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認（以下「試料試験等」という。）の方法に関する事項
六　法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関すること。
七　保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関すること。
八　保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。
九　その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第三十四条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（役員の選任及び解任等）

第三十五条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第三十六条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　休止又は廃止にしようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
三　休止又は廃止の年月日
四　休止の期間
五　休止又は廃止の理由

（帳簿）

第三十七条　法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
二　保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
三　実施指示書を交付された年月日
四　保障措置検査を行った年月日
五　保障措置検査を行った場所
六　保障措置検査員の氏名
七　保障措置検査の内容
八　保障措置検査の結果
九　その他保障措置検査に関し必要な事項
十　試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項
十一　試料試験等を行った年月日
十二　試料試験等を行った事業所
十三　試料試験等を行った者の氏名
十四　試料試験等の方法
十五　試料試験等の結果
十六　その他試料試験等に関し必要な事項

2　法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第三十八条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ等）

第三十九条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
二　保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（報告）

第四十条　指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

（経理原則）

第四十一条　指定保障措置検査等実施機関は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（区分経理の方法）

第四十二条　指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理については、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

（収支予算）

第四十三条　法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項の収支予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費等）

第四十四条　指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

2　指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3　指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4　指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

（予算の繰越し）

第四十五条　指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、あらかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

3　指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四条の二十五の勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の予算現額

二　前号の予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の予算現額のうち不用額

（収支決算書）

第四十六条　法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第二項の収支決算書は、収支予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない。

一　収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額の差額

二　支出

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算の現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（会計規程）

第四十七条　指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五章　雑則

（報告の徴収）

第四十八条　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　次に掲げる者は、在庫変動（核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリバッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者

二　試験研究用等原子炉設置者

三　発電用原子炉設置者

四　使用済燃料貯蔵事業者

五　再処理事業者

六　廃棄事業者

七　使用者

八　原子力利用国際規制物資使用者

九　非原子力利用国際規制物資輸出入者

4　前項の場合において、前項各号に掲げる者は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

5　次に掲げる者は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者

二　再処理事業者

三　廃棄事業者

四　使用者

五　原子力利用国際規制物資使用者

六　非原子力利用国際規制物資輸出入者

6　次に掲げる者は、特定燃料体を原子炉（臨界実験装置を除く。）へ挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　試験研究用等原子炉設置者

二　発電用原子炉設置者

7　次に掲げる者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　試験研究用等原子炉設置者

二　発電用原子炉設置者

8　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

9　前二項の場合において、次に掲げる者は、当該使用済燃料に係る核的生成又は核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　試験研究用等原子炉設置者

二　発電用原子炉設置者

三　使用済燃料貯蔵事業者

10　次に掲げる者は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　原子力利用国際規制物資使用者
九　非原子力利用国際規制物資輸出入者

11　前項の場合において、前項各号に掲げる者は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

12　次に掲げる者は、第三項から第五項まで、第十項又は前項の規定により提出した報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値が得られた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　再処理事業者
三　廃棄事業者
四　使用者
五　原子力利用国際規制物資使用者
六　非原子力利用国際規制物資輸出入者

13　次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに（新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、初めて核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者（保障措置協定第九十八条Ⅰに規定する施設を有する者に限る。）

14　次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者

15　次に掲げる者は、オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

16　次に掲げる者は、核燃料物質を輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を積載しようとする日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

17　次に掲げる者は、核燃料物質を輸入しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を輸入しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

18　次に掲げる者は、第十四項から前項までの規定により提出した報告書の記載事項に変更があったときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者

四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

19　非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者（核燃料物質の使用について法第六十一条の三第一項の許可を受けた者に限る。）は、核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

20　次に掲げる者であって、核原料物質を使用又は廃棄しているものは、核原料物質の管理に関し、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　廃棄事業者
二　国際規制物資使用者

21　次に掲げる者は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　試験研究用等原子炉設置者
二　発電用原子炉設置者
三　廃棄事業者
四　国際規制物資使用者

22　次に掲げる者であって、減速材物質を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　試験研究用等原子炉設置者
二　発電用原子炉設置者
三　廃棄事業者
四　国際規制物資使用者

23　第二十一項各号又は前項各号に掲げる者は、第二十一項又は前項の規定により提出した報告書について、減速材物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値を得た日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

24　次に掲げる者は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により、在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　国際規制物資使用者

25　次に掲げる者であって、設備を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　国際規制物資使用者

26　次に掲げる者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　製錬事業者
二　加工事業者
三　試験研究用等原子炉設置者
四　発電用原子炉設置者
五　使用済燃料貯蔵事業者
六　再処理事業者
七　廃棄事業者
八　使用者

27　非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

28　製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十二による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

29　次に掲げる者は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　原子力利用国際規制物資使用者
九　非原子力利用国際規制物資輸出入者

30　前項各号に掲げる者は、前項の規定により提出した報告書について、追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由を変更しようとするときは、その変更を行うことを決定した後速やかに、その変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。

31　国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32　ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十五による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第四十九条　法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

2　法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記様式第二十七によるものとする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第五十条　原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第五十一条　第四十八条第一項から第二十五項まで、第二十七項から第二十九項まで、第三十一項及び第三十二項の報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二十八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

（指定情報処理機関等の名称等）

第五十二条　次の表の上欄に掲げる原子力規制委員会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の名称及び行うことができる業務の範囲は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

指定情報処理機関	公益財団法人核物質管理センター	法第六十一条の十に規定する情報処理業務
指定保障措置検査等実施機関	公益財団法人核物質管理センター	法第六十一条の二十三の二に規定する保障措置検査等実施業務（保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により原子力規制委員会が自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除く。）	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式は、この規則による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則に定める様式にかかわらず、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

別記様式第１（第48条関係）

核原料物質（核燃料物質）受入報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第１項の規定により、次のとおり報告します。

受入工場又は事業所	名称	
	所在地	
核原料物質（核燃料物質）の区分（注１）		
受入年月日		
受入数量（注２）		
供給当事国（注３）		
払出工場又は事業所（注４）	名称	
	所在地	
運搬者	名称	
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注１　核原料物質の区分についてはウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

２　ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものにあってはウランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものにあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は、四捨五入すること。

３　供給当事国が２以上ある場合は、供給当事国ごとの数量を注２の例により、併せて記載すること。

４　輸入の場合にあっては、輸入相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「核原料物質（核燃料物質）の区分」から「化合物又は混合物の名称及びその形状」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

３　この報告書は、当該工場又は事業所に搬入された期日及び数量を基準として作成すること。

４　当該受入れが貯蔵の受託に伴う場合は、その旨を別葉で記載し、添付すること。

別記様式第２（第48条関係）

核原料物質（核燃料物質）払出報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第１項の規定により、次のとおり報告します。

払出工場又は事業所	名称	
	所在地	
核原料物質(核燃料物質)の区分(注１)		
払出年月日		
払出数量（注２）		
供給当事国（注３）		
受入工場又は事業所（注４）	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注１　別記様式第１の注１の例により記載すること。
２　別記様式第１の注２の例により記載すること。
３　別記様式第１の注３の例により記載すること。
４　輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「核原料物質(核燃料物質)の区分」から「化合物又は混合物の名称及びその形状」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。
３　この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数量を基準として作成すること。
４　当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別葉で記載し、添付すること。

別記様式第３（第48条関係）

年　期核原料物質（核燃料物質）管理報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第２項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質(核燃料物質)の区分（注１）		
供給当事国		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部課名	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

１　総括表

事項		数量（注２）
期首在庫		
期中増加	輸入	
	国内からの受入れ	
	生産（注３）	
	その他の増加（注４）	
調整（注５）		
計（注６）		
期中減少	輸出	
	国内への払出し	
	事故損失	
	廃棄又は損失（注７）	
	その他の減少（注８）	
期末在庫		
調整（注５）		
計（注９）		
期末貯蔵委託（注10）		
期末運搬（注11）		

２　明細表

(1)　輸入（注12）

	相手方の氏名(法人にあっては、その名称)	受入年月日	数　量(注２)
受　入　れ			
調　整（注５）			
計			

(2)　国内からの受入れ（注12）

	払出工場又は事業所名	受入年月日	数量(注２)	その他(注13)
受　入　れ				
調　整（注５）				
計				

(3)　生産（注３）

		化合物又は混合物の名称	数　量(注２)
月別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調　整（注５）			
計			

(4)　その他の増加（注４）

増　加　の　原　因	数　量(注２)
調　整（注５）	
計	

(5)　輸出（注14）

	相手方の氏名（法人にあつては、その名称）（注15）	払出年月日	数量（注２）
払　出　し			
調　整（注５）			
計			

(6)　国内への払出し（注14）

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数　量（注２）	その他（注16）
払　出　し				
調　整（注５）				
計				

(7)　事故損失

発生年月日	数　量（注２）	事　故　の　内　容
調整（注５）		
計		

(8)　廃棄又は損失

	廃棄年月日	数　量(注２)	廃棄方法又は損失の理由（注17）
廃　棄			
損失(注７)			
調整(注５)			
計			

(9)　その他の減少（注８）

減　少　の　原　因	数　量（注２）
調　整（注５）	
計	

(10)　期末在庫

化合物又は混合物の名称	数　量（注２）
調　整（注５）	
計	

(11)　期末貯蔵委託（注10）

貯　蔵　者　名	貯　蔵　場　所	数　量(注２)
調　整(注５)		
計		

(12)　期末運搬（注11）

運　搬　者　名	運　搬　区　間	数　量(注２)
調　整(注５)		
計		

注１　別記様式第１の注１の例により記載すること。
２　別記様式第１の注２の例により記載すること。
３　核燃料物質についてのみ記載すること。
４　計量誤差による増加等を記載すること。
５　四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。
６　期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
７　損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。
８　消費、計量誤差による減少等を記載すること。
９　期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
10　期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
11　期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。
12　当該工場又は事業所に現実に受入れた期日及び数量を基準として記載すること。
13　当該受入れが、貯蔵の受託に伴う場合はその旨を記載すること。
14　当該工場又は事業所に現実に払い出した期日及び数量を基準として記載すること。
15　輸出相手国が国際規制物資の供給当事国以外の場合は、その国名を併せて記載すること。
16　当該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
17　損失の理由については、化学処理、分析又はその他処理の別を明らかにして記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　総括表及び明細表は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごと及び供給当事国ごとに欄を設けること。

別記様式第４（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第３項（第７項、第８項又は第12項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注２）		電話番号	
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス	

（その2）

在庫変動報告（ICR）

INVENTORY CHANGE REPORT

工場又は事業所コード ORGANIZATION 1 4	施設コード FACILITY 5 8	核燃料物質計量管理区域コード MBA 9 12	報告期間 年月日から年月日まで PERIOD COVERED BY REPORT 13 FROM 18 19 TO 24	報告番号 REPORT No. 25 28	エントリー行数 No. OF LINE ENTRIES 計量データ ACCOUNTANCY DATA 29 30	注釈データ CONCISE NOTE DATA 33 34	扱者氏名 SIGNATURE 63 77	80
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）	（注８）	1

核燃料物質計量管理区域コード MBA 1 4	報告番号 REPORT No. 5 8	エントリー番号 ENTRY No. 9 10	データ継続コード CONTI-NUATION 11	在庫変動年月日 DATE OF INVENTORY CHANGE 12 17	受払等の核燃料物質計量管理区域コード MBA/COUNTRY FROM 18 21	TO 22 25	在庫変動コード TYPE OF INVENTORY CHANGE 26 29	測定者コード KMP 30	バッチ名又は番号 NAME OR NUBER OF BATCH 31 38	バッチ単位体数 NUMBER OF ITEMS IN BATCH 39 42	物質記述コード MATERIAL DESCRIPTION 43 46	計量データ ACCOUNTANCY DATA 供給国コード ORIGIN OF MATERIAL 47 50	元素コード ELE-MENT 51	元素重量 WEIGHT OF ELEMENT 53 60	単位 UNIT 61	核分裂性物質重量 WEIGHT OF FISSILE ISOTOPES 63 70	同位体コード ISOTOPE CODE 71	測定ベースコード MEASURE BASIS 72	注釈コード CONCISE NOTE 73	データ修正 CORRECTION TO 報告番号 REPORT No. 74 77	エントリー番号 ENTRY No. 78 79	80
（注２）	（注１）	（注９）	（注10）	（注11）	（注12）		（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）	（注19）	（注20）	（注21）	（注22）	（注23）	（注24）	（注25）	（注26）		2
																						2
																						2
																						2
																						2
																						2
																						2
																						2
																						2
																						2
1 4	5 8	9 10	11 12	17	18 21	22 25	26 29	30	31 38	39 42	43 46	47 50	51	53 60	61	63 70	71	72	73	74 77	78 79	80

頁中　頁

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第３項、第７項、第８項若しくは第10項の規定に基づき提出する全ての報告書又はこれらの規定により提出した報告書について同条第12項の規定に基づき提出する同条第３項若しくは第10項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、核燃料物質計量管理区域（以下「ＭＢＡ」という。）ごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

２　計量管理規定で定めたＭＢＡの符号を記載すること。

３　在庫変動、受払間差異、リバッチング又は区分の変更による数量の変動（以下「在庫変動等」という。）の生じた日を含む期間の始まりと終わりの年月日を記載すること。ただし、報告期間は前回の報告期間と連続させることとし、終わりの年月日については実在庫量の確認を行った場合は実在庫量の確認を行った日、その他の場合は月末とすること。

４　工場又は事業所ごとに国に登録する符号を記載すること。

５　施設ごと又は施設外の場所ごとに国に登録する符号を記載すること。

６　当該報告書の下欄に記載する内容（以下「エントリー情報」という。）の行数の合計を記載すること。

７　エントリー情報に対する補足説明（英語で記載することとし、空白も含め１行は49文字とする。また、対応するエントリー番号も記載すること。以下「注釈」という。）を当該報告書に添付する場合は注釈の行数の合計を、添付しない場合は「００」と記載すること。

８　報告書の作成者又は計量管理責任者の氏名を英字で記載すること。

９　各エントリー情報につき「０１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

10　イ　報告するバッチに含まれる元素区分が２種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が８桁を超えることにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。

ロ　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。

11　在庫変動等の生じた年月日を記載すること。

12　いずれか一方の欄に当該ＭＢＡの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のＭＢＡの符号を記載すること。

13　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

在庫変動	輸入	ＲＦ
	国内受入れ（国内の他のＭＢＡからの受入れ）	ＲＤ
	開始点受入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ）	ＲＳ
	核的生成	ＮＰ
	用法免除再適用（用法を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	ＤＵ
	量的免除再適用（量を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	ＤＱ
	保管廃棄再生（保管廃棄された廃棄物からの回収）	ＦＷ
	事故増加（予期しない発見による核物質の増加）	ＧＡ
	輸出	ＳＦ
	国内払出し（国内の他のＭＢＡへの払出し）	ＳＤ
	前段階戻入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所への戻入れ）	ＳＳ
	核的損耗	ＬＮ
	用法免除（用法を理由とする保障措置の免除）	ＥＵ
	量的免除（量を理由とする保障措置の免除）	ＥＱ
	適用終了（非原子力利用され回収が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了）	ＴＵ
	保管廃棄（廃棄物がＭＢＡ内に保管される場合の廃棄）	ＴＷ
	測定済廃棄（原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄された操業上の損失）	ＬＤ
	事故損失	ＬＡ

受払間差異		ＤＩ
リバッチング（増加）		ＲＰ
リバッチング（減少）		ＲＭ
区分の変更による数量の変動	低濃縮ウラン（濃縮度が100分の20未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。）から劣化ウランへの区分変更	ＥＤ
	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ＮＥ
	劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ＤＥ
	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	ＮＤ
	低濃縮ウランから高濃縮ウラン（濃縮度が100分の20以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。）への区分変更	ＥＨ
	高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ＨＥ
	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	ＮＨ
	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	ＤＨ
	高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	ＨＤ
	劣化ウランから天然ウランへの区分変更	ＤＮ

14　計量管理規定で定めた主要測定点の符号を記載すること。

15　計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号を記載すること。

16　バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、核的生成、核的損耗、受払間差異又は区分変更の場合は「０」と記載すること。

17　核燃料物質の組成、形状等を表すものとして計量管理規定で定めた略号により記載すること。

18　原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年条約第５号。以下「第３次日米協定」という。）発効日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

ＩＡＥＡ	ＩＡ
イギリス	Ｑ
カナダ	ＣＮ
オーストラリア	ＡＳ
アメリカ	Ｕ
フランス	Ｆ
日本	Ｊ
その他	Ｏ

19　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	Ｄ
天然ウラン	Ｎ
低濃縮ウラン	Ｅ
高濃縮ウラン	Ｈ
プルトニウム	Ｐ
ウラン２３３	Ａ
トリウム	Ｔ

20　バッチを構成する単位体の重量を核燃料物質の区分ごとにグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。

21　「Ｇ」と記載すること。

22　トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。

23　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	Ｇ
天然ウラン	Ｇ
低濃縮ウラン	Ｇ
高濃縮ウラン	Ｇ
ウラン２３３	Ｋ

24　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

この報告書に係るＭＢＡにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合	Ｍ
この報告書に係るＭＢＡにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合	Ｔ
この報告書に係るＭＢＡ以外のＭＢＡにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合	Ｎ
この報告書に係るＭＢＡ以外のＭＢＡにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合	Ｌ

25　注釈を添付する場合は「Ｘ」と記載すること。

26　既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

２　ウランの区分変更を記載する場合にあっては、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

３　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第５（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第４項(第９項又は第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号	（注２）			電話番号	
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス	

（その2）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)（OCR1）

工場又は事業所コード	施設コード	核燃料物質計量管理区域コード	報告期間 年月日から年月日まで FROM TO	報告番号	エントリー行数 管理区分データ	エントリー行数 注釈データ	扱者氏名	
1 4	5 8	9 12	13 18 19 24	25 28	29 30	33 34	63 77	80
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）	（注８）	A

核燃料物質計量管理区域コード	報番	告号	エントリー番号	データ継続コード	ICR 報番	ICR 告号	ICR エントリー番号	在庫変動コード	元素コード	供給当事国別管理区分 移転に係る供給当事国	生産に係る供給当事国 核燃料物質	生産に係る供給当事国 設備	生産に係る供給当事国 減速材	生産に係る供給当事国 部品	使用に係る供給当事国 核燃料物質	使用に係る供給当事国 設備	使用に係る供給当事国 減速材	使用に係る供給当事国 部品	その他の設備等	新・旧	中性子寄与	元素重量	核分裂性物質重量	単位	注釈コード	データ修正 報告番号	データ修正 エントリー番号	
1 4	5 6 7 8		9 10	11	12 15	16 17	18 19	20	21 26	31 36	37	38	39	41 46	47	48	49	50 51	52	53	55 62	64 71	72	73	74 77	78 79	80
（注２）	（注１）		（注９）	（注10）	（注11）		（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）	（注19）	（注20）	（注21）	（注22）	（注23）	（注24）	（注25）	（注26）	（注27）	（注28）	（注29）	（注30）		B
																											B
																											B
																											B
																											B
																											B
																											B
																											B
																											B
																											B
																											B

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第４項、第５項、第９項若しくは第11項の規定に基づき提出する全ての報告書又はこれらの規定により提出した報告書について同条第12項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、ＭＢＡごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
３　別記様式第４の注３の例により記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
10　イ　各エントリー情報につき「供給当事国別管理区分」の欄において、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。
ロ　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
11　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第３項、第７項、第８項又は第12項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。
12　別記様式第４の注13の例により記載すること。
13　別記様式第４の注19の例により記載すること。
14　国外から移転された核燃料物質のうち国際約束（保障措置協定を除く。以下「二国間原子力協定」という。）の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

アメリカ	U
イギリス	Q
ＩＡＥＡ	I
カナダ	C
オーストラリア	A
フランス	F
中国	X
ユーラトム	W
カザフスタン	K
韓国	Z
ベトナム	V
ヨルダン	Y
ロシア	R
トルコ	T
アラブ首長国連邦	E
インド	N
日本	J
その他	O

15　二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
16　二国間原子力協定の対象である設備を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
17　二国間原子力協定の対象である減速材物質を用いて生産された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
18　二国間原子力協定の対象である部品を用いて生産された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
19　第３次日米協定の対象である核燃料物質を含む特定燃料体の中で使用された核燃料物質の場合、「U」と記載すること。
20　二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
21　二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
22　二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
23　二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
24　原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和43年条約第14号）の対象であり、第３次日米協定発効日（昭和63年７月17日）前に移転された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「O」と記載すること。
25　第３次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。
26　計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
27　別記様式第４の注22の例により記載すること。
28　別記様式第４の注21の例により記載すること。
29　別記様式第４の注25の例により記載すること。
30　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
３　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第６（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第４項(第５項又は第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号	（注２）			電話番号	
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス	

（その2）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)（OCR2）

工場又は事業所コード	施設コード	核燃料物質計量管理区域コード	報告期間	報告番号	エントリー行数		扱者氏名	
			年月日から年月日まで		管理区分データ	注釈データ		
1 4	5 8	9 12	13 FROM 18 19 TO 24	25 28	29 30	33 34	63 77	80
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）	（注８）	C

核燃料物質計量管理区域コード	報告番号	エントリー番号	データ種別コード	在庫変動コード	元素コード	供給当事国別管理区分								元素重量	核分裂性物質重量	単位	注釈コード	データ修正	
						移転に係る供給当事国	生産に係る供給当事国			使用に係る供給当事国			その他の設備等	新・旧	中性子寄与				
							核燃料物質	設備	減速材	部品	核燃料物質	設備	減速材	部品							報告番号	エントリー番号
1 4	5 8	9 10	11	18 19	20	21 26	31 36	37	38	39	41 46	47	48	49	50 51	52	53	55 62	64 71	72	73	74 77	78 79	80
（注２）	（注１）	（注９）	（注10）	（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）	（注19）	（注20）	（注21）	（注22）	（注23）	（注24）	（注25）	（注26）	（注27）	（注28）	（注29）		D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
																								D
1 4	5 8	9 10	11	18 19	20	21 26	31 36	37	38	39	41 46	47	48	49	50 51	52	53	55 62	64 71	72	73	74 77	78 79	80

頁中　頁

注１　別記様式第５の注１の例により記載すること。
２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
３　実在庫量の確認を行わない月にあっては当該月の１日から末日までの期間を、実在庫量の確認を行う月にあっては当該月の１日から実在庫量の確認の終了日まで及び在庫量の確認の終了日の翌日から末日までのそれぞれの期間を記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
10　イ　各エントリー情報につき、「供給当事国別管理区分」の欄において複数行で報告する必要が生じる場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が８桁を超えることにより複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。
ロ　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
11　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

国内受入れ（施設内の他のＭＢＡからの受入れ）	ＲＤ
国内払出し（施設内の他のＭＢＡへの払出し）	ＳＤ
混合による数量の変動（増加）	Ｍ＋
混合による数量の変動（減少）	Ｍ－

12　別記様式第４の注19の例により記載すること。
13　別記様式第５の注14の例により記載すること。
14　別記様式第５の注15の例により記載すること。
15　別記様式第５の注16の例により記載すること。
16　別記様式第５の注17の例により記載すること。
17　別記様式第５の注18の例により記載すること。
18　別記様式第５の注19の例により記載すること。
19　別記様式第５の注20の例により記載すること。
20　別記様式第５の注21の例により記載すること。
21　別記様式第５の注22の例により記載すること。
22　別記様式第５の注23の例により記載すること。
23　別記様式第５の注24の例により記載すること。
24　別記様式第５の注25の例により記載すること。
25　在庫変動等の原因又は事項及び供給当事国の管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
26　別記様式第４の注22の例により記載すること。
27　別記様式第４の注21の例により記載すること。
28　別記様式第４の注25の例により記載すること。
29　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第７（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

特定燃料体挿入報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第６項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
				所在地	
	所在地			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注２）		電話番号	
				電子メールアドレス	

（その2）

特定燃料体挿入報告書

事業所コード	施設コード	核燃料物質計量管理区域コード	報告期間 年月日から 年月日まで	報告番号	エントリー行数 挿入データ	エントリー行数 注釈データ	
1 4	5 8	9 12	13 FROM 18 19 TO 24	25 28	29 30	33 34	63 77 80
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）	I

核燃料物質計量管理区域コード	報番	告号	エントリー番号	データ継続コード	挿入年月日	バッチ名	注釈コード	データ修正 報番	告号	エントリー番号
1 4	5 8		9 10	11	12 17	21 28 31 38 41 48 51 58 61 68	73	74 77		78 79 80
（注２）	（注１）		（注８）	（注９）	（注10）	（注11）	（注12）	（注13）		
										J
										J
										J
										J
										J
										J
										J
										J
										J
										J
										J
										J
1 4	5 8		9 10	11	12 17	21 28 31 38 41 48 51 58 61 68	73	74 77		78 79 80

頁中　頁

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第６項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、ＭＢＡごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
３　特定燃料体を原子炉内に挿入した日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注９の例により記載すること。
９　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
10　特定燃料体を原子炉内に挿入した年月日を記載すること。
11　原子炉内に挿入した特定燃料体に関し、計量管理規定で定めた方法により付したバッチの番号を記載すること。
12　別記様式第４の注25の例により記載すること。
13　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第８（第48条関係）
（その１）

報　告　年　月　日	
報　告　番　号	（注１）

核燃料物質収支報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項（第12項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　称	
	所　在　地	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注２）
計量管理責任者の氏名		
事務上の連絡先	名　称	
	所　在　地	
	所　属　部　署	
	報告書の作成者の氏　名	
	電　話　番　号	
	電子メールアドレス	

（その2）

物質収支報告（MBR）

MATERIAL BALANCE REPORT

工場又は事業所コード ORGANIZATION 1 4	施設コード FACILITY 5 8	核燃料物質計量管理区域コード MBA 9 12	報告期間 年月日から年月日まで PERIOD COVERED BY REPORT FROM 13 18 19 TO 24	報告番号 REPORT No. 25 28	エントリー行数 No. OF LINE ENTRIES 計量データ ACCOUNTANCY DATA 29 30	注釈データ CONCISE NOTE DATA 33 34	扱者氏名 SIGNATURE 63 77	80
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）	（注８）	6

核燃料物質計量管理区域コード MBA 1 4	報告番号 REPORT No. 5 8	エントリー番号 ENTRY No. 9 10	データ継続コード CONTINUATION 11	収支項目名（エントリー名） ENTRY NAME 26 29	計量データ ACCOUNTANCY DATA 供給国コード ORIGIN OF MATERIAL 47 50	元素コード ELEMENT 51	元素重量 WEIGHT OF ELEMENT 53 60	単位 UNIT 61	核分裂性物質重量 WEIGHT OF FISSILE ISOTOPES 63 70	同位体コード ISOTOPE CODE 71	注釈コード CONCISE NOTE 72	データ修正 CORRECTION TO 報告番号 REPORT No. 74 77	エントリー番号 ENTRY No. 78 79	80
（注２）	（注１）	（注９）	（注10）	（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）		（注19）	7
														7
														7
														7
														7
														7
														7
														7
														7
1 4	5 8	9 10	11	26 29	47 50	51	53 60	61	63 70	71	72	74 77	78 79	80

頁中　　頁

注１　別記様式第４の注１の例により記載すること。
２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
３　別記様式第４の注３の例により記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
10　イ　元素重量若しくは核分裂性物質重量が８桁を超えることにより複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。
ロ　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
11　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第４の注13の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

期首実在庫（前回の報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	ＰＢ
在庫変動（報告対象期間内に確認された全ての在庫変動の原因又は事項ごとの記録の数量の代数和）	別記様式第４の注13の例による
在庫変動の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第３項、第７項、第８項又は第12項に基づき提出する報告書により報告した全ての在庫変動の原因又は事項ごとの数量の代数和から当該報告書の在庫変動の欄の数量を差し引いた値）	ＲＡ
期末帳簿在庫（期首実在庫の四捨五入を行わない数量と在庫変動の四捨五入を行わない数量との代数和）	ＢＥ
期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から期末帳簿在庫の数量を差し引いた値）	ＲＡＢＥ
受払間差異（報告対象期間中に記録した全ての受払間差異の数量の代数和）	ＤＩ
受払間差異の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第３項、第７項、第８項又は第12項に基づき提出する報告書により報告した全ての受払間差異の数量の代数和から当該報告書の受払間差異の欄の数量を差し引いた値）	ＲＡＤＩ
調整済期末帳簿在庫（期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量と受払間差異の四捨五入を行わない数量との代数和）	ＢＡ
調整済期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から受払間差異の欄の数量と調整済期末帳簿在庫の欄との数量の代数和を差し引いた値）	ＲＡＢＡ
期末実在庫（報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	ＰＥ
期末実在庫の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項又は第12項に基づき報告する報告書により報告した全ての実在庫量の代数和から期末実在庫の欄の数量を差し引いた値）	ＲＡＰＥ
在庫差（調整済期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量から期末実在庫の四捨五入を行わない数量を差し引いた値）	ＭＦ
在庫差の端数調整（調整済期末帳簿在庫の欄の数量から期末実在庫の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引いた値）	ＲＡＭＦ

12　別記様式第４の注18の例により記載すること。
13　別記様式第４の注19の例により記載すること。
14　核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
15　別記様式第４の注21の例により記載すること。
16　トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
17　別記様式第４の注23の例により記載すること。
18　別記様式第４の注25の例により記載すること。
19　別記様式第４の注26の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
３　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第９（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質実在庫量明細報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項（第12項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号	（注２）			電話番号	
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス	

（その2）

実在庫明細表（PIL）

PHYSICAL INVENTORY LISTING

工場又は事業所コード ORGANIZATION 1-4	施設コード FACILITY 5-8	核燃料物質計量管理区域コード MBA 9-12	棚卸し実施日 DATE OF PIL 19-24	報告番号 REPORT No. 25-28	エントリー行数 No. OF LINE ENTRIES 計量データ ACCOUNTANCY DATA 29-30	注釈データ CONCISE NOTE DATA 33-34	扱者氏名 SIGNATURE 63-77	80
（注４）	（注５）	（注２）	（注３）	（注１）	（注６）	（注７）	（注８）	4

核燃料物質計量管理区域コード MBA 1-4	報告番号 REPORT No. 5-8	エントリー番号 ENTRY No. 9-10	データ継続コード CONTINUATION 11	主要測定点コード KMP 30	バッチ名又は番号 NAME OR NUBER OF BATCH 31-38	バッチ単位体数 NUMBER OF ITEMS IN BATCH 39-42	物質記述コード MATERIAL DESCRIPTION 43-46	計量データ ACCOUNTANCY DATA 供給国コード ORIGIN OF MATERIAL 47-50	元素コード ELEMENT 51	元素重量 WEIGHT OF ELEMENT 53-60	単位 UNIT 61	核分裂性物質重量 WEIGHT OF FISSILE ISOTOPES 63-70	同位体コード ISOTOPE CODE 71	測定ベースコード MEASURE BASIS 72	注釈コード CONCISE NOTE 73	データ修正 CORRECTION TO 報告番号 REPORT No. 74-77	エントリー番号 ENTRY No. 78-79	80
（注２）	（注１）	（注９）	（注10）	（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）	（注19）	（注20）	（注21）	（注22）	（注23）		5
																		5
																		5
																		5
																		5
																		5
																		5
																		5
																		5
																		5
																		5
1-4	5-8	9-10	11	30	31-38	39-42	43-46	47-50	51	53-60	61	63-70	71	72	73	74-77	78-79	80

頁中　　頁

注１　別記様式第４の注１の例により記載すること。
２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
３　実在庫量の確認を実施した年月日を記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
10　イ　報告するバッチに含まれる元素区分が２種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が８桁を超えることにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「C」と記載すること。
ロ　既に報告したデータを削除する場合又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
11　別記様式第４の注14の例により記載すること。
12　別記様式第４の注15の例により記載すること。
13　別記様式第４の注16の例により記載すること。
14　別記様式第４の注17の例により記載すること。
15　別記様式第４の注18の例により記載すること。
16　別記様式第４の注19の例により記載すること。
17　別記様式第４の注20の例により記載すること。
18　別記様式第４の注21の例により記載すること。
19　別記様式第４の注22の例により記載すること。
20　別記様式第４の注23の例により記載すること。
21　別記様式第４の注24の例により記載すること。
22　別記様式第４の注25の例により記載すること。
23　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第10（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会　殿

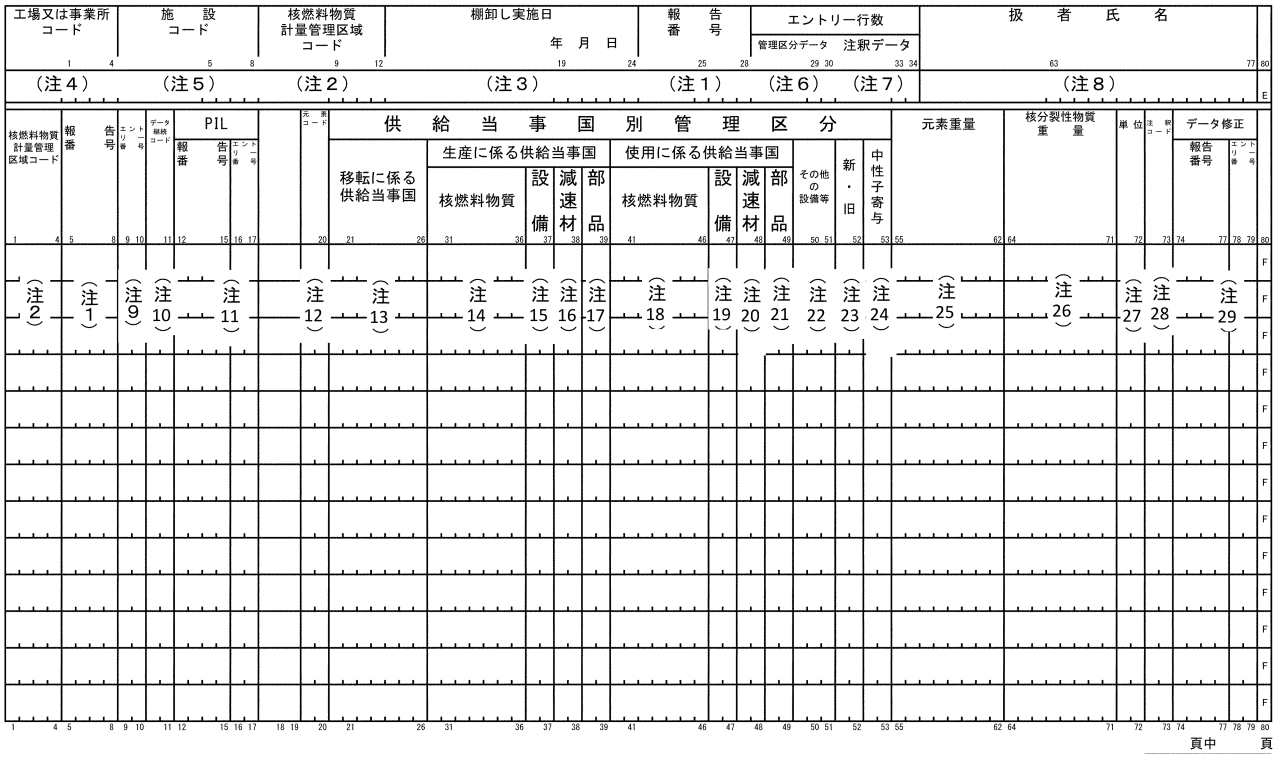
住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第11項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
				所在地	
	所在地			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注２）		電話番号	
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス	

（その2）

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)（OCR3）



注１　別記様式第５の注１の例により記載すること。
２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
３　別記様式第９の注３の例により記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
10　別記様式第５の注10の例により記載すること。
11　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第10項又は第12項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。
12　別記様式第４の注19の例により記載すること。
13　別記様式第５の注14の例により記載すること。
14　別記様式第５の注15の例により記載すること。
15　別記様式第５の注16の例により記載すること。
16　別記様式第５の注17の例により記載すること。
17　別記様式第５の注18の例により記載すること。
18　別記様式第５の注19の例により記載すること。
19　別記様式第５の注20の例により記載すること。
20　別記様式第５の注21の例により記載すること。
21　別記様式第５の注22の例により記載すること。
22　別記様式第５の注23の例により記載すること。
23　別記様式第５の注24の例により記載すること。
24　別記様式第５の注25の例により記載すること。
25　別記様式第４の注20の例により記載すること。
26　別記様式第４の注22の例により記載すること。
27　別記様式第４の注21の例により記載すること。
28　別記様式第４の注25の例により記載すること。
29　別記様式第４の注26の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第11（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第11項(第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号	（注２）			電話番号	
計量管理責任者の氏名				電子メールアドレス	

（その2）

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2)（OCR4）

工場又は事業所コード	施設コード	核燃料物質計量管理区域コード	棚卸し実施日 年月日	報告番号	エントリー行数 管理区分データ	エントリー行数 注釈データ	扱者氏名	
1 4	5 8	9 12	13 18 19 24	25 28	29 30	33 34	63 77	80
（注４）	（注５）	（注２）	（注３）	（注１）	（注６）	（注７）	（注８）	G

核燃料物質計量管理区域コード	報告番号	エントリー番号	データ継続コード		元素コード	供給当事国別管理区分 移転に係る供給当事国	生産に係る供給当事国 核燃料物質	生産に係る供給当事国 設備	生産に係る供給当事国 減速材	生産に係る供給当事国 部品	使用に係る供給当事国 核燃料物質	使用に係る供給当事国 設備	使用に係る供給当事国 減速材	使用に係る供給当事国 部品	その他の設備等	新・旧	中性子寄与	元素重量	核分裂性物質重量	単位	注釈コード	データ修正 報番	データ修正 告号	データ修正 エントリー番号	
1 4	5 8	9 10	11	18 19	20	21 26	31 36	37	38	39	41 46	47	48	49	50 51	52	53 55	62 64	71	72	73 74	77	78 79	80
（注２）	（注１）	（注９）	（注10）		（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）	（注19）	（注20）	（注21）	（注22）	（注23）	（注24）	（注25）	（注26）	（注27）	（注28）			H
																								H
																								H
																								H
																								H
																								H
																								H
																								H
																								H
																								H
																								H

頁中　頁

注１　別記様式第５の注１の例により記載すること。
　２　別記様式第４の注２の例により記載すること。
　３　別記様式第９の注３の例により記載すること。
　４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
　５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
　６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
　７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
　８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
　９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
　10　別記様式第６の注10の例により記載すること。
　11　別記様式第４の注19の例により記載すること。
　12　別記様式第５の注14の例により記載すること。
　13　別記様式第５の注15の例により記載すること。
　14　別記様式第５の注16の例により記載すること。
　15　別記様式第５の注17の例により記載すること。
　16　別記様式第５の注18の例により記載すること。
　17　別記様式第５の注19の例により記載すること。
　18　別記様式第５の注20の例により記載すること。
　19　別記様式第５の注21の例により記載すること。
　20　別記様式第５の注22の例により記載すること。
　21　別記様式第５の注23の例により記載すること。
　22　別記様式第５の注24の例により記載すること。
　23　別記様式第５の注25の例により記載すること。
　24　核燃料物質の区分及び供給当事国の管理区分ごとに重量をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
　25　別記様式第４の注22の例により記載すること。
　26　別記様式第４の注21の例により記載すること。
　27　別記様式第４の注25の例により記載すること。
　28　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
　２　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第12（第48条関係）
（その１）

報告年月日	

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第13項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
計量管理責任者の氏名				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

操業計画

施設コード	１月（７月）	２月（８月）	３月（９月）	４月（10月）	５月（11月）	６月（12月）
（注１）	（注２）					

備考欄	（注３）

（その２）

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書

工場又は事業所コード		報告期間 年月日から 年月日まで		エントリー行数 受払等データ	エントリー行数 注釈データ	扱者氏名	
1 4	5 8	13 FROM 18 19 TO 24	25 28	29 30	33 34	63 77	80
（注４）		（注５）		（注６）	（注７）	（注８）	K

施設コード		エントリー番号	データ種類コード	受払又は棚卸しコード	予定年月日 FROM	予定年月日 TO		元素コード	元素重量	単位		注釈コード		
1 4	5 8	9 10	11	12 15	16 21	22 27	28 46	47	49 56	57	59 69	73 74	79	80
（注１）		（注９）	（注10）	（注11）	（注12）			（注13）	（注14）	（注15）		（注16）		L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
														L
1 4	5 8	9 10	11 12	15 16	21 22	27 28	46	47	49 56	57	59 69	73 74	79	80

頁中　頁

注１　別記様式第４の注５の例により記載すること。

２　各月において主たる施設の操業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状況の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる符号を一つ記載すること。

建設中	ＵＣ
試験中	ＣＭ
運転中	ＯＰ
検査・保守作業、改造、運転停止中	ＭＭ
廃止措置中（核燃料物質が残っている場合）	ＸＳ
廃止措置中（核燃料物質が残っていない場合）	ＣＤ
廃止済	ＤＥ
その他	ＯＴ

３　注２のうち「ＯＴ」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。

４　別記様式第４の注４の例により記載すること。

５　毎年１月１日から６月30日まで又は７月１日から12月31日までの期間を記載すること。

６　別記様式第４の注６の例により記載すること。エントリー番号が「９９」を超える場合は、「９９」の次のエントリー情報を「０１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

７　別記様式第４の注７の例により記載すること。

８　別記様式第４の注８の例により記載すること。

９　別記様式第４の注９の例により記載すること。

10 イ　報告する受払いに含まれる核燃料物質の区分が２種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が８桁を超えることにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。

ロ　核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画が全くない場合は「Ａ」と記載すること。

11　次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実在庫量の確認の実施に関する計画	ＰＩＴ
核燃料物質の輸入に関する計画	ＲＦ
核燃料物質の輸出に関する計画	ＳＦ
国内受入れに関する計画	ＲＤ
国内払出しに関する計画	ＳＤ

12　各エントリー情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。

13　別記様式第４の注19の例により記載すること。

14　天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は四捨五入すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233についてはグラム単位で記載し、１グラム未満の端数については四捨五入すること。

15　グラム単位は「Ｇ」、キログラム単位は「Ｋ」と記載すること。

16　別記様式第４の注25の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

２　国内の他の施設からの受入れ又は国内の他の施設への払出しであって、実効値が0.1に達しない核燃料物質の受払いについては、記載を省略することができる。

３　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の８の２第２項第３号の規定により提出をさせ、又は第68条第１項、第４項、第７項若しくは第８項の規定により収去した試料の受払いについては、記載を省略することができる。

４　この報告書は、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のあっては原子炉）ごとに別葉で作成すること。

別記様式第13（第48条関係）
（その１）

報告年月日	

核燃料物質輸出計画報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第14項（第15項又は第18項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
				所在地	
	所在地			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

（その2）

核燃料物質輸出計画報告書

工場又は事業所コード		報告期間 年月日から 年月日まで		エントリー行数 受払等データ	注釈データ		
1 4	5 8	13 FROM 18 19 TO 24	25 28	29 30	33 34		80
（注１）		（注5）		（注３）	（注４）		M

施設コード		エントリー番号	データ継続コード	受払コード	予定年月日 FROM	予定年月日 TO	相手先施設コード	単位体数	物質記述コード	供給当事国コード	元素コード	元素重量	単位	濃縮度（%） FROM	濃縮度（%） TO	注釈コード	データ変更	データ変更 エントリー番号	
1 4	5 8	9 10	11	12 15	16 21	22 27	28 31	32 35	36 39	41 46	47	49 56	57	59 63	65 69	73	74 77	78 79	80
（注５）		（注６）	（注７）	SF	（注８）		（注９）	（注10）	（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）		（注17）		（注18）	N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
				SF															N
1 4	5 8	9 10	11	12 15	16 21	22 27	28 31	32 35	36 39	41 46	47	49 56	57	59 63	65 69	73	74 77	78 79	80

頁中　頁

注１　別記様式第４の注４の例により記載すること。
２　毎年１月１日から６月30日まで又は７月１日から12月31日までの期間を記載すること。
３　別記様式第４の注６の例により記載すること。
４　別記様式第４の注７の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注９の例により記載すること。エントリー番号が「９９」を超える場合は、「９９」の次のエントリー情報を「０１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
７イ　報告する輸出に含まれる核燃料物質の区分が２種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が８桁を超えることにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「C」と記載すること。
ロ　既に提出した報告書について修正する場合（輸出を取りやめる場合を除く。）は「R」と記載すること。
ハ　輸出を取りやめる場合は「A」と記載すること。
８　各輸出計画の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
９　核燃料物質の輸出する予定の相手先の施設コードを記載すること。
10　輸出する予定の単位体数を記載すること。
11　別記様式第４の注17の例により記載すること。
12　輸出する核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。

カナダ	C
オーストラリア	A

13　別記様式第４の注19の例により記載すること。
14　別記様式第12の注14の例により記載すること。
15　別記様式第12の注15の例により記載すること。
16　低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第２位まで記載すること。
17　既に提出した報告書について修正をする場合又は注釈を添付する場合は「X」と記載すること。
18　既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書のエントリー番号を記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、工場又は事業所ごとに別葉で作成すること。

別記様式第14（第48条関係）

核燃料物質輸出（輸入）実施計画報告書

報告年月日　　年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第16項（第17項又は第18項）の規定により、次のとおり報告します。

施設	コード	（注１）
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
輸出（輸入）予定日		年　月　日
相手国到着予定日		年　月　日
輸出港（輸入港）の	名称	
	所在地	
輸出（輸入）の相手国名		
経由国		
輸出（輸入）の相手方の	氏名	
	住所	
輸出（輸入）の相手施設の	名称	
	所在地	
運搬容器の概要		
運搬手段		
開梱又は梱包を行う	場所	
	予定日	

単位体数	組成、形状等	供給当事国	元素コード	予定数量等				核燃料物質の同定に関するその他の事項
				元素重量	単位	核分裂性物質重量	濃縮度（%）	
（注２）	（注３）	（注４）	（注５）	（注６）	（注７）	（注８）	（注９）	（注10.）

備考欄	（注11）

注１　別記様式第４の注５の例により記載すること。
２　輸出（輸入）実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事国ごとに記載すること。
３　化学的組成、物理的形状及び可能であれば同位体組成を記載すること。
４　別記様式第５の注14の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
５　別記様式第４の注19の例により記載すること。
６　別記様式第12の注14の例により記載すること。
７　別記様式第12の注15の例により記載すること。
８　天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
９　別記様式第13の注16の例により記載すること。
10　以下に示す場合にのみ記載すること。
イ　輸出の場合であって、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号が明らかな場合は、当該バッチの符号を記載すること。
ロ　輸入の場合であって、輸入相手国内において当該核燃料物質を同定するために個別に付された符号が明らかな場合は、当該符号を記載すること。
ハ　その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細に記載すること。
11　既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告年月日を記載すること。
備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第15（第48条関係）

年　期　核燃料物質管理報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第19項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号（注１）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

核燃料物質の区分（注２）	
供給当事国	
化合物又は混合物の名称	

事項				数量（注３）
期首在庫				
期中増加	受入れ（注４）	払出工場又は事業所名	受入年月日	
	その他の増加（注５）			
	計			
期中減少	払出し（注６）	受入工場又は事業所名	払出年月日	
	消費、廃棄又は損失（注７）			
	事故損失			
	その他の減少（注８）			
	計			
期末在庫				

注１　別記様式第４の注２の例により記載すること。
２　天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
３　天然ウラン又は劣化ウランの区別に属するものにあってはウランの量、トリウムの区分に属するものにあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は、四捨五入すること。
４　別記様式第３の注12の例により記載すること。
５　別記様式第３の注４の例により記載すること。
６　別記様式第３の注14の例により記載すること。
７　損失については、事故損失以外の損失を記載すること。
８　計量誤差等による減少を記載すること

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「核燃料物質の区分」から「期末在庫」までの欄は、核燃料物質の区分ごと、供給当事国ごと及び化合物又は混合物の種類ごとに設けること。

別記様式第16（第48条関係）

年　期　核原料物質管理報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第20項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号（注１）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

核原料物質の区分（注２）	
供給当事国	

事項				数量（注３）
期首在庫				
期中増加	受入れ（注４）	払出工場又は事業所名（注５）	受入年月日	
	その他の増加（注６）			
調整（注７）				
計（注８）				
期中減少	払出し（注９）	受入工場又は事業所名（注10）	払出年月日	
	消費、廃棄又は損失（注11）			
	事故損失			
	その他の減少（注12）			
期末在庫				
調整（注７）				
計（注13）				
期末貯蔵委託（注14）				
期末運搬（注15）				

注１　計量管理規定で定めた国際規制物資計量管理区域の符号を記載すること。

２　ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。

３　ウラン鉱の区分に属するものにあってはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものにあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は、四捨五入すること。

４　別記様式第３の注12の例により記載すること。

５　輸入の場合にあっては、輸入相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

６　別記様式第３の注４の例により記載すること。

７　別記様式第３の注５の例により記載すること。

８　別記様式第３の注６の例により記載すること。

９　別記様式第３の注14の例により記載すること。

10　輸出の場合にあっては、輸出相手国及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

11　別記様式第15の注７の例により記載すること。

12　別記様式第15の注８の例により記載すること。

13　別記様式第３の注９の例により記載すること。

14　期末において、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。

15　期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「核原料物質の区分」から「期末運搬」までの欄は、核原料物質の区分ごと及び供給当事国ごとに設けること。

別記様式第17（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

減速材物質在庫状況変動報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第21項（第23項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
国際規制物資計量管理区域の符号	（注２）			電話番号	
				電子メールアドレス	

（その2）

減速材物質在庫状況変動報告書（MCR1）

工場又は事業所コード (1-4)	施設コード (5-8)	国際規制物資計量管理区域コード (9-12)	報告期間 年月日から年月日まで FROM (13-18) TO (19-24)	報告番号 (25-28)	エントリー行数 変動データ (29-30)	注釈データ (33-34)	(63-77)	(80)
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）		O

国際規制物資計量管理区域コード (1-4)	報告番号 (5-8)	エントリー番号 (9-10)	データ継続コード (11)	在庫状況変動年月日 (12-17)	受払等の国際規制物資計量管理区域コード FROM (18-21)	TO (22-25)	在庫状況変動コード (26-27)		減速材コード (52-55)		供給当事国コード (58-62)	数量 (62-71)	単位 (72)	注釈コード (73)	データ修正 報告番号 (74-77)	エントリー番号 (78-79)	(80)
（注２）	（注１）	（注８）	（注９）	（注10）	（注11）		（注12）		（注13）		（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注18）		P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
																	P
1-4	5-8	9-10	11	12-17	18-21	22-25	26-27		52-55		58-61	62-71	72	73	74-77	78-79	80

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第21項、第22項又は第23項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、国際規制物資計量管理区域（以下「ＡＣＡ」という。）ごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
２　計量管理規定で定めるＡＣＡの符号を記載すること。
３　在庫状況の変動が生じた日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注９の例により記載すること。
９　イ　報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。
ロ　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
10　在庫状況の変動が生じた年月日を記載すること。
11　いずれか一方の欄に当該ＡＣＡの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のＡＣＡの符号を記載すること。
12　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

増加又は減少	輸入	ＲＦ
	国内受入れ（国内の他のＡＣＡからの受入れ）	ＲＤ
	生産	ＰＨ
	再生	ＲＨ
	事故増加（予期しない発見による減速材物質の増加）	ＧＡ
	輸出	ＳＦ
	国内払出し（国内の他のＡＣＡへの払出し）	ＳＤ
	損失（通常発生する損失）	ＬＳ
	消費	ＣＬ
	廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。）	ＷＡ
	事故損失	ＬＡ
試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみに係る事項	減速材としての使用の状況への移行	ＩＵ
	保管の状況への移行	ＯＵ

13　次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

重水又は重水素	ＨＷ
原子炉級黒鉛	ＧＨ
ジルコニウム	ＺＩ
その他の減速材物質	ＯＭ

14　別記様式第５の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
15　減速材物質の重量をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
16　別記様式第４の注21の例により記載すること。
17　別記様式第４の注25の例により記載すること。
18　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＡＣＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第18（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

減速材物質在庫報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第22項（第23項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
				所在地	
	所在地			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
国際規制物資計量管理区域の符号		（注２）		電話番号	
				電子メールアドレス	

（その2）

減速材物質在庫報告書（MCR2）

工場又は事業所コード 1-4	施設コード 5-8	国際規制物質計量管理区域コード 9-12		報告年月日 19-24	報告番号 25-28	エントリー行数 在庫データ 29-30	エントリー行数 注釈データ 33-34	63-77	80
（注４）	（注５）	（注２）		（注３）	（注１）	（注６）	（注７）		O

国際規制物資計量管理区域コード 1-4	報告番号 5-8	エントリー番号 9-10	データ継続コード 11	減速材コード 52-55	在庫状況区分コード 56-57	供給国コード 58-61	数量 62-71	単位 72	注釈コード 73	データ修正 報告番号 74-77	データ修正 エントリー番号 78-79	80
（注２）	（注１）	（注８）	（注９）	（注10）	（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）		R
												R
												R
												R
												R
												R
												R
												R
												R
												R
												R
												R
1-4	5-8	9-10	11	52-55	56-57	58-61	62-71	72	73	74-77	78-79	80

頁中　頁

注１　別記様式第17の注１の例により記載すること。
２　別記様式第17の注２の例により記載すること。
３　毎年12月31日を記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注９の例により記載すること。
９　イ　報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の２行目以降に「Ｃ」と記載すること。
ロ　既に報告したデータを削除する又は在庫が全くない場合は「Ａ」と記載すること。
10　別記様式第17の注13の例により記載すること。
11　試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

減速材として使用される状況にあるもの	ＩＵ
保管の状況にあるもの	ＯＵ

12　別記様式第５の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
13　別記様式第17の注15の例により記載すること。
14　別記様式第４の注21の例により記載すること。
15　別記様式第４の注25の例により記載すること。
16　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＡＣＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第19（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第24項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
				所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
国際規制物資計量管理区域の符号		（注２）		電話番号	
				電子メールアドレス	

（その2）

設備在庫状況変動報告書（ECR1）

工場又は事業所コード	施設コード	国際規制物質計量管理区域コード	報告期間 年月日から年月日まで FROM TO	報告番号	エントリー行数 変動データ	エントリー行数 注釈データ		
1 4	5 8	9 12	13 18 19 24	25 28	29 30	33 34	63	77 80
（注４）	（注５）	（注２）	（注3）	（注１）	（注６）	（注７）		S

国際規制物資計量管理区域コード	報告番号	エントリー番号	データ継続コード	在庫状況変動年月日	受払等の核燃料物質計量管理区域コード FROM	TO	在庫状況変動コード	輸入時同定番号	個別同定番号	設備コード		供給国コード	数量	単位	注釈コード	データ修正 報告番号	データ修正 エントリー番号	
1 4	5 8	9 10	11	12 17	18 21	22 25	26 29	36 43	44 51	52 55		58 61	62 71	72	73	74 77	78 79	80
（注２）	（注１）	（注８）	（注９）	（注10）	（注11）		（注12）	（注13）	（注14）	（注15）		（注16）	（注17）	（注18）	（注19）	（注20）		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
																		T
1 4	5 8	9 10	11 12	17 18	21 22	25	26 27	36 43	44 51	52 55		58 61	62 71	72	73	74 77	78 79	80

頁中　　頁

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第48条第24項又は第25項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、ＡＣＡごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
２　別記様式第17の注２の例により記載すること。
３　別記様式第17の注３の例により記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注９の例により記載すること。
９　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
10　別記様式第17の注10の例により記載すること。
11　別記様式第17の注11の例により記載すること。
12　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

増加又は減少	輸入	ＲＦ
	国内受入れ（国内の他のＡＣＡからの受入れ）	ＲＤ
	その他の増加	ＯＩ
	輸出	ＳＦ
	国内払出し（国内の他のＡＣＡへの払出し）	ＳＤ
	廃棄	ＷＡ
	事故損失	ＬＡ
	その他の減少	ＯＤ
加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみに係る事項	使用の状況への移行	ＩＵ
	保管の状況への移行	ＯＵ

13　計量管理規定で定めた設備を一括して同定する方法により付した符号を記載すること。
14　計量管理規定で定めた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載すること。
15　次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

原子炉	ＲＥ
原子炉圧力容器	ＰＶ
原子炉内装物	ＲＩ
原子炉燃料交換機	ＦＭ
原子炉制御棒	ＣＲ
原子炉圧力管	ＰＴ
ジルコニウム管	ＺＴ
一次冷却材ポンプ	ＣＰ
照射済燃料要素切断機	ＣＭ
臨界安全タンク	ＳＴ
燃料要素の処理／制御設備	ＰＣ
被覆管に密閉する設備	ＳＥ
燃料要素のその他の設備	ＯＦ
同位体分離のための設備	ＳＩ
重水生産工場設備	ＰＨ
その他の設備（部品）	ＯＥ

16　別記様式第５の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
17　設備の個数を記載すること。
18　「Ｎ」と記載すること。
19　別記様式第４の注25の例により記載すること。
20　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＡＣＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第20（第48条関係）
（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

設備在庫報告書

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第25項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
				所在地	
	所在地			所属部署	
				報告書の作成者の氏名	
国際規制物資計量管理区域の符号	（注２）			電話番号	
				電子メールアドレス	

（その2）

設備在庫報告書（ECR2）

工場又は事業所コード	施設コード	国際規制物資計量管理区域コード		報告年月日	報告番号	エントリー行数 在庫データ	エントリー行数 注釈データ		
1 4	5 8	9 12		19 24	25 28	29 30	33 34	63	77 80
（注４）	（注５）	（注２）		（注３）	（注１）	（注６）	（注７）		V

国際規制物資計量管理区域コード	報告番号	エントリー番号	データ継続コード		輸入時同定番号	個別同定番号	設備コード	在庫状況区分コード	供給事業者国コード	数量	単位	注釈コード	データ修正 報告番号	データ修正 エントリー番号	
1 4	5 8	9 10	11		36 43	44 51	52 55	56 57	58 61	62 71	72	73	74 77	78 79	80
（注２）	（注１）	（注８）	（注９）		（注10）	（注11）	（注12）	（注13）	（注14）	（注15）	（注16）	（注17）	（注１）	（注18）	W
															W
															W
															W
															W
															W
															W
															W
															W
															W
															W
															W

注１　別記様式第19の注１の例により記載すること。
２　別記様式第17の注２の例により記載すること。
３　別記様式第18の注３の例により記載すること。
４　別記様式第４の注４の例により記載すること。
５　別記様式第４の注５の例により記載すること。
６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
８　別記様式第４の注９の例により記載すること。
９　別記様式第19の注９の例により記載すること。
10　別記様式第19の注13の例により記載すること。
11　別記様式第19の注14の例により記載すること。
12　別記様式第19の注15の例により記載すること。
13　加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

使用の状況にあるもの	ＩＵ
保管の状況にあるもの	ＯＵ

14　別記様式第５の注14の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
15　別記様式第19の注17の例により記載すること。
16　別記様式第19の注18の例により記載すること。
17　別記様式第４の注25の例により記載すること。
18　別記様式第４の注26の例により記載すること。
備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＡＣＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第21（第48条関係）

核燃料物質事故増加報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第27項の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称		
法人にあっては代表者の氏名		
住所		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
使用の場所	名称	
	所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号（注１）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
事故増加年月日		（注２）
核燃料物質の区分		（注３）
供給当事国		（注４）
元素重量		（注５）

発見された核燃料物質の情報	化合物又は混合物重量（注６）		
	物質の形状	（注７）	
	化合物又は混合物の名称（注８）		
	容器の種類	（注９）	
	物質の品質	（注10）	

注１　別記様式第４の注２の例により記載すること。
２　事故増加に係る国際規制物資の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合は事故増加が生じた日のいずれかを記載すること。
３　別記様式第１の注１の例により記載すること。
４　別記様式第１の注３の例により記載すること。
５　国際規制物資の種類ごとに、別記様式第１の注２の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
６　化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
７　粉末、分析用小試料、分析用小試片若しくはその他固体（混合物は除く。）又は溶液のいずれかを記載すること。
８　酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル（六水塩・四水塩）、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム（六水塩・四水塩）、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。
９　容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上１リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。
10　金属等の固形物、精製された均質の物質、高純度仕様に合致する物質、非均質物質（スクラップ等）又は各種組成の物（汚染スクラップ又は廃棄物）のいずれかを記載すること。
備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第22（第48条関係）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第28項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
核原料物質（核燃料物質）の区分（注１）		
生産数量（注２）		
予定生産数量（注３）		
生産能力（注４）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

注１　ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
２　１年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
３　報告を行う日を含む１年間に製錬する予定の核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
４　１年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「核原料物質（核燃料物質）の区分」から「生産能力」までの欄は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに設けること。

別記様式第23（第48条関係）

サイト内建物報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第29項の規定により、次のとおり報告します。

サイト		名称		
		所在地		
		サイトコード（注１）		
		通常勤務時間帯（注２）		自　時　分 至　時　分
		休日（注３）		
確認年月日（注４）				
事務上の連絡先		名称		
		所在地		
		所属部署		
		報告書の作成者の氏名		
		電話番号		
		電子メールアドレス		
建物の概要（注５）	行番号（注６）	建物コード（注７）	施設コード（注８）	建物の説明（注９）
建物の配置		別添資料のとおり（注10）		

注１　サイトごとに国に登録する符号を記載すること。
２　サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。
３　日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の休日がある場合にあっては当該休日の年月日を記載し、これらの日以外の休日がない場合にあっては空白とすること。
４　サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。
５　前回提出した報告書記載事項と変更がない建物にあっては記載しないこととし、報告書記載事項に変更がある建物にあっては最初に付した行番号と同一のものを用いて記載すること。
６　サイトごとに「1」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
７　建物ごとに国に登録する符号を記載すること。
８　核燃料物質を取り扱う施設にあっては別記様式第４の注５の例により記載し、その他にあっては空白とすること。
９　階数、床面積、用途、使用状況その他建物の状況並びに追加議定書第７条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由について記載し、用途を変更した場合にあっては変更前の用途を併せて記載すること。また、建物を廃止した場合にあっては「廃止」と記載すること。
10　建物ごとに建物コードを記載し、当該建物が施設である場合にあっては施設コードを併せて記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この報告書は、サイトごとに別葉で作成すること。

別記様式第24（第48条関係）

国際特定活動における生産数量に関する報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第31項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
国際特定活動の種類（注１）		
生産数量（注２）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

注１　追加議定書附属書Ⅰに掲げる活動のうち、該当するものを記入すること。
２　１年間に生産した資材又は設備（追加議定書附属書Ⅰ(xv)に規定するホットセルを含む。）について、当該資材又は設備ごとの数量を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「国際特定活動の種類」及び「生産数量」の欄は、国際特定活動の種類ごとに設けること。

別記様式第25（第48条関係）

ウラン鉱山に関する報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第５項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第32項の規定により、次のとおり報告します。

鉱山	名称	
	所在地	
実施状況（注１）		
生産数量（注２）		
予定生産数量（注３）		
生産能力（注４）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	所属部署	
	報告書の作成者の氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

注１　探鉱、採鉱又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載すること。探鉱、採鉱又は選鉱のうち、実施したことのないものについては記載しないこと。
２　１年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
３　報告を行う日を含む１年間に生産する予定のウランの量について、キログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
４　１年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記載し、１キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「鉱山」から「生産能力」までの欄は、ウラン鉱山ごとに設けること。

別記様式第26（第49条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の８の２第３項又は同法第68条第５項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の８の２　国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

２　前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四　国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

３　前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　（略）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２・３　（略）

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第８項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

６　第１項から第４項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

７～14　（略）

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六　（略）

七　第61条の８の２第２項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八～十　（略）

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第４項まで又は第７項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二　（略）

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二　（略）

三　第77条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の４、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

別記様式第27　（第49条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23第２項
（同法第61条の23の20において準用する場合を含む。）の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写
真

押　出
スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の23　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条の23の20　第61条の17、第61条の18及び第61条の23の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第61条の18中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第61条の23第１項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第80条の２　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一・二　　（略）

三　第61条の23第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第80条の３　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～四　　（略）

五　第61条の23の20において準用する第61条の23第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

別記様式第28（第51条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第　項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 48 条第　項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

５　該当事項のない欄は、省略すること。